

## ○相馬市犯罪被害者等支援要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)及び福島県犯罪被害者等支援条例(令和4年福島県条例第76号)の趣旨を踏まえ、犯罪被害者及びその家族に支援を行うことで、地域社会の安全・安心に寄与するため、予算の範囲内において相馬市犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)及び相馬市犯罪被害者等助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法(明治40年法律第45号)その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(同法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

2 重傷病 犯罪による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1月以上、かつ、通算3日以上医療機関への入院を要するもの(精神疾患にあっては通算3日以上労務に服することができないもの)と、医師に診断されたものをいう。

3 犯罪被害 犯罪による死亡又は重傷病(被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。)をいう。

4 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

### (見舞金の支給等)

第3条 市長は、犯罪被害者又はその遺族に対し、見舞金を支給する。

2 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 遺族見舞金

ア 支給額 60万円

イ 支給対象者 犯罪により死亡した者の第1順位遺族(第5条の規定による第1順位の遺族(当該犯罪が行われたときにおいて本市に住所を有する者に限る。))をいう。

#### 2 重傷病見舞金

ア 支給額 30万円

イ 支給対象者 犯罪により重傷病を負った者(当該犯罪が行われたときにおいて本市に住所を有する者に限る。)

3 市長は、前項各号に定める見舞金について、支給対象者が、次の各号に掲げるいずれかの者であるため、やむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに本市に居住している

場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により本市に住所を有している者とみなすことができる。

- 1 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成 23 年法律第 98 号)第 2 条第 3 項に規定する避難住民
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
- 3 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)第 2 条第 3 項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
- 4 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待を受けていた者
- 5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待を受けていた者
- 6 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待を受けていた者
- 7 その他本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(見舞金の調整)

第 4 条 前条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、既に支給した当該重傷病見舞金の額を減じた額とする。

(見舞金における遺族の範囲及び順位)

第 5 条 遺族見舞金の支給対象者となる遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。)
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)
- 3 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第 2 号の子とし、その他のときにあつては同項第 3 号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第 1 項各号に掲げる順に先順位とし、

同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順に先順位とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

4 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が 2 人以上ある場合においては、先順位の者のみが支給を受けることとし、当該遺族の順位が同順位の場合は同意書により決定された代表者のみが支給を受けることとする。

5 第 1 項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡の前に、当該犯罪被害者の死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。この場合において、遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

#### (見舞金の制限)

第 6 条 市長は、次に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

1 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪が行われた場合において、犯罪被害者又は第 1 順位遺族と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があつたとき。ただし、市長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

イ 直系血族(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。)

ウ 3 親等内の親族

2 犯罪被害者又は第 1 順位遺族が犯罪を誘発した場合その他当該犯罪による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第 1 順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があつた場合

3 犯罪被害者又は第 1 順位遺族が、相馬市暴力団排除条例(平成 24 年相馬市条例第 32 号)第 2 条第 1 号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。 )又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合

4 前 3 号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合

#### (見舞金の申請)

第 7 条 遺族見舞金の支給を受けようとする者(以下「遺族見舞金申請者」という。 )は、相馬市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

1 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認す

ることができる書類

2 犯罪被害者の消除された住民票の写し

3 遺族見舞金申請者が、当該死亡の原因となる犯罪が行われた時点で、本市に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等とし、第3条第3項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類とする。)

4 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類(戸籍の謄本、抄本等とする。)

5 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者又は遺族見舞金申請者の親族、友人、隣人等の申述書等とする。)

6 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本とする。)

7 遺族見舞金申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するために必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等とする。)

8 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、相馬市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書(様式第2号)

9 その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者(以下「重傷病見舞金申請者」という。)は、相馬市犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)支給申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

1 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書(犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数及び病名を明記したものとする。ただし、精神疾患に係るものにあつては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であつたことを明記したものとする。)

2 重傷病見舞金申請者が、当該重傷病の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等とし、第3条第3項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類とする。)

3 その他市長が必要と認める書類

3 第1項の遺族見舞金申請者又は前項の重傷病見舞金申請者(以下「見舞金申請者」という。)が未成年者であること又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請の手續がで

きない場合は、当該見舞金申請者に代わって親族等が申請の手続をすることができる。

#### (見舞金の申請期限)

第 8 条 前条の規定による申請は、見舞金の支給対象者が、犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したときは行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の申請を行う場合にあっては、当該犯罪被害者が死亡した日から 2 年を経過したときは、申請を行うことはできない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当該犯罪の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により前 2 項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から 6 か月以内に限り、同条の申請をすることができる。

#### (見舞金の決定等)

第 9 条 市長は、第 7 条の規定による申請があった場合は審査を行った後、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、相馬市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第 4 号)又は相馬市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第 5 号)により、見舞金申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する見舞金の審査に際し、見舞金申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は申請書及び添付書類等の内容の審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

#### (見舞金の請求)

第 10 条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、相馬市犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第 6 号)により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

#### (見舞金の取消し)

第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項の規定により見舞金の支給を決定した後、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該決定を取り消すことができる。

1 第 6 条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

2 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、相馬市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第 7 号)により見舞金申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第 12 条 見舞金の支給を受けた者は、前条の規定により見舞金の支給の決定の全部又は 1 部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

(見舞金の権利の譲渡等の禁止)

第 13 条 見舞金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(見舞金にかかる報告等)

第 14 条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、当該見舞金の支給の決定を受けた者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

(転居費用の助成)

第 15 条 市長は、犯罪被害者又はその遺族が犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認めるときは、新たな住居へ転居するために要する費用について助成金を支給するものとする。

2 前項に定める従前の住居に居住することが困難になったと認める犯罪被害者又はその遺族とは、犯罪被害者の住居等において犯罪被害を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった犯罪被害者又はその遺族

2 2 次被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、精神的に従前の住居に居住し続けることが困難となった犯罪被害者又はその遺族

3 前 2 号に掲げる者のほか、助成金の支給が特に必要であると市長が認める者

3 前項の場合において、犯罪被害者又はその遺族が未成年者の場合、転居に関して保護者(親権者又は未成年後見人をいう。)の同意がなければならない。

(助成金の支給対象者)

第 16 条 助成金の支給対象者は、次に掲げるとおりとする。

1 犯罪により死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。)であって、当該犯罪が行われたときにおいて本市に住所を有する者

2 犯罪により死亡した者の 2 親等以内の親族であって、当該犯罪が行われたときにおいて本市に住所を有する者

3 犯罪により重傷病の被害を負った者で、当該犯罪が行われたときにおいて本市に住所を有する者

4 前 3 号に準じる者であって、助成金による支援が特に必要であると市長が認めるもの

2 前項に定める支給対象者が、第3条第3項各号に掲げるいずれかの者であるため、やむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに本市に居住している場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により本市に住所を有している者とみなすことができる。

#### (助成金の支給額等)

第17条 助成金の額は、転居に関する次に掲げる費用の合計額とし、20万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

1 運送に要した費用

2 荷造り等のサービス(運送事業者が行ったものに限る。)に要した費用

3 その他市長が認める費用

2 助成金は、同1の事案について、1回の転居に要した費用に限り、支給するものとする。

#### (助成金の制限)

第18条 市長は、次に掲げる場合は、助成金を支給しないことができる。

1 犯罪被害者又はその遺族が、他の地方公共団体から当該助成金と同種の支給を受けている場合

2 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪が行われた場合において、犯罪被害者又はその遺族と加害者の間に第6条第1号アからウまでのいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、市長が支給対象として認める特段の理由があるときは、この限りでない。

3 犯罪被害者又はその遺族が犯罪を誘発した場合その他当該犯罪による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又はその遺族にも、その責めに帰すべき行為があった場合

4 犯罪被害者又はその遺族が、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合

5 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合

#### (助成金の申請)

第19条 助成金の支給を受けようとする者(以下「助成金申請者」という。)は、相馬市犯罪被害者等転居費用助成金支給申請書(様式第8号)に次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

1 犯罪により死亡した者の遺族が助成金の支給を申請する場合

ア 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類

イ 犯罪被害者の消除された住民票の写し

ウ 助成金申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類(戸籍の謄本、抄本等とする。)

エ 助成金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者又は助成金申請者の親族、友人、隣人等の申述書等とする。)

オ 助成金申請者が、当該死亡の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等とし、第16条第2項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類とする。)

カ 当該転居に際して運送業者等が作成した内訳書、領収書等

キ その他市長が必要と認める書類

2 犯罪により重傷病の被害を負った犯罪被害者が助成金の支給を申請する場合

ア 助成金申請者が、当該重傷病の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等とし、第16条第2項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類とする。)

イ 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書(犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数、病名を明記したものとする。ただし、精神疾患に係るものにあつては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であつたことを明記したものとする。)

ウ 運送業者等が作成した当該転居に係る費用の内訳書、領収書等

エ その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号又は第2号の助成金申請者が未成年者であること又はやむを得ない理由により当該助成金の申請の手続ができない場合は、当該助成金申請者に代わって親族等が申請の手続をすることができる。

(助成金の申請期限)

第20条 前条の規定による申請は、犯罪被害が発生した日から1年を経過したときは行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、同条の申請をすることができる。

(助成金の決定等)



第 21 条 市長は、第 19 条の規定による申請があった場合は審査を行った後、助成金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、相馬市犯罪被害者等転居費用助成金支給決定通知書(様式第 9 号)又は相馬市犯罪被害者等転居費用助成金不支給決定通知書(様式第 10 号)により、助成金申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する助成金の審査に際し、助成金申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は申請書及び添付書類等の内容の審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、助成金の支給決定後においても適用することができる。

#### (助成金の請求)

第 22 条 前条の規定により助成金の支給決定通知を受けた者は、相馬市犯罪被害者等転居費用助成金支給請求書(様式第 11 号)により、市長に当該助成金の支給を請求するものとする。

#### (助成金の取消し)

第 23 条 市長は、第 21 条第 1 項の規定により当該助成金の支給を決定した後、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該決定を取り消すことができる。

1 第 18 条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

2 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、相馬市犯罪被害者等転居費用助成金支給決定取消通知書(様式第 12 号)により助成金申請者に通知するものとする。

#### (助成金の返還)

第 24 条 助成金の支給を受けた者は、前条の規定により助成金の支給決定の全部又は 1 部を取り消されたときは、当該助成金を返還しなければならない。

#### (助成金の権利の譲渡等の禁止)

第 25 条 助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

#### (助成金にかかる報告等)

第 26 条 市長は、助成金の支給に関し必要があると認めるときは、当該助成金の支給の決定を受けた者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

#### (委任)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、見舞金及び助成金の支給に関し必要な事項は、

市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日以降に発生した犯罪に起因する犯罪被害について適用する。

年 月 日

相馬市長

申請者（支給対象者）住所（申請時） .....

住所（犯罪発生時） .....

上記と同じ

上記と異なる場合： .....

ふりがな  
氏 名 .....

生年月日 ..... 年 月 日

電 話 ..... - - .....

相馬市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

遺族見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 被害者（犯罪が発生した当時）

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
被害時の住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ

2 被害者と申請者の続柄・生計維持関係

<input type="checkbox"/> 配偶者（事実婚を含む）	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹
↳ 生計維持関係 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

3 被害の概要

日 時	年 月 日 時 分
場 所	
罪 名	<input type="checkbox"/> 不明
加 害 者	<input type="checkbox"/> 不明 住所： 氏名： (被害者との関係 )

4 事件捜査担当警察署等

都道府県	警察署・高速道路交通警察隊
------	---------------

5 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい	いいえ	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、第1順位遺族と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該犯罪において、犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行為（犯罪を誘発したなど）はありません。

6 当該犯罪による遺族見舞金や重傷病見舞金（同種の見舞金を含む）の受給の有無

なし	あり	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受給した地方公共団体（ 市町村） 受給額（ 円）

7 誓約事項

- (1) 見舞金の支給後に、相馬市犯罪被害者等支援要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項（見舞金の取消し）の規定に該当することが判明した場合、要綱第12条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還します。
- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族は、相馬市暴力団排除条例（平成24年相馬市条例第32号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

8 同意事項

上記申請内容に間違いありません。また、申請内容及び私が提供する個人情報は、見舞金支給の審査に必要な範囲内で相馬市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者）氏名 \_\_\_\_\_ (署名)

9 代理申請者

※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続をする場合のみ記載してください。

住 所	□申請者に同じ		
氏 名	(署名)		
生年月日	年	月	日
電 話			
申請者（支給対象者）との関係			

《添付書類》

<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の消除された住民票の写し
<input type="checkbox"/>	申請者が、当該死亡の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市（町村）に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等、要綱第3条第3項に規定する支給対象者にあつては、本市に居住していたことが客観的に確認できる書類）
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）

以下は、必要に応じて添付

申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき

<input type="checkbox"/>	その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
--------------------------	--

申請者が配偶者以外の者であるとき

<input type="checkbox"/>	第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
--------------------------	---

申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるとき

<input type="checkbox"/>	当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）
--------------------------	---

第1順位遺族が2人以上いるとき

<input type="checkbox"/>	相馬市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
--------------------------	--------------------------------------

- 注1 □のある欄は、該当する項目□にレ印を付してください、  
 2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

年 月 日

相馬市長

代表者 住 所 .....  
 ふりがな  
 氏 名 .....  
 犯罪被害者との続柄.....  
 電 話..... - - .....

相馬市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書

私は、遺族見舞金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指名されたことを申出します。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署 名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等出来ない者の理由等（未成年若しくは所在不明等）については下記のとおり申出します。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由



相馬市長

申請者（支給対象者）住所（申請時） .....

住所（犯罪発生時） .....

上記と同じ

上記と異なる場合： .....

ふりがな  
氏 名 .....

生年月日 ..... 年 月 日

電 話 ..... - .....

相馬市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

重傷病見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 被害の内容

日 時	年 月 日 時 分
場 所	
罪 名	<input type="checkbox"/> 不明
加 害 者	<input type="checkbox"/> 不明 住所： 氏名： (被害者との関係 )

2 事件捜査担当警察署等

都道府県	警察署・高速道路交通警察隊
------	---------------

3 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい	いいえ	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	重傷病の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該犯罪において、犯罪被害者の責めに帰すべき行為（犯罪を誘発したなど）はありません。

4 当該犯罪による重傷病見舞金（同種の見舞金を含む）の受給の有無

なし	あり	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受給した地方公共団体（ ） 受給額（ 円）

5 誓約事項

- (1) 見舞金の支給後に、相馬市犯罪被害者等支援要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項（見舞金の取消し）の規定に該当することが判明した場合、要綱第12条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還します。
- (2) 犯罪被害者は、相馬市暴力団排除条例（平成24年相馬市条例第32号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

6 同意事項

上記申請内容に間違いありません。また、申請内容及び私が提供する個人情報、見舞金支給の審査に必要な範囲内で相馬市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者）氏名 \_\_\_\_\_ (署名)

7 代理申請者

※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続をする場合のみ記載してください。

住 所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ
氏 名	(署名)
生年月日	年 月 日
電 話	
申請者（支給対象者）との関係	

《添付書類》

<input type="checkbox"/>	重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書 ※犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数、病名を明記したものとする。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものとする。
<input type="checkbox"/>	申請者が、当該重傷病の原因となる犯罪が行われた時において、本市に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等、要綱第3条第3項に規定する支給対象者にあつては、本市に居住していたことが客観的に確認できる書類）

注1 のある欄は、該当する項目にレ印を付してください、

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。



相馬市長

申請者 (支給対象者) 住所 (申請時) .....

住所 (犯罪発生時) .....

上記と同じ

上記と異なる場合: .....

ふりがな  
氏 名 .....

生年月日 ..... 年 ..... 月 ..... 日

電 話 ..... - ..... - .....

相馬市犯罪被害者等転居費用助成金支給申請書

転居費用助成金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 被害者  申請者と同じ

氏 名	
生 年 月 日	
被害時の住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ

2 被害者と申請者の続柄

<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 (事実婚を含む) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹
--

3 被害の内容

日 時	年 月 日 時 分
場 所	
罪 名	<input type="checkbox"/> 不明
加 害 者	<input type="checkbox"/> 不明 住所: 氏名: (被害者との関係 )

4 事件捜査担当警察署等

都道府県	警察署・高速道路交通警察隊
------	---------------

5 支給申請金額

\_\_\_\_\_円

6 転居が必要となった理由

7 転居前・後の住所

転居前住所	
転居後住所	

8 助成金を支給しない場合に関する確認事項

はい	いいえ	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	他の地方公共団体から同種の助成金を受給していません（他の遺族を含む）。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、その遺族と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該犯罪において、犯罪被害者又は遺族の責めに帰すべき行為（犯罪を誘発したなど）はありません。

9 誓約事項

- (1) 助成金の支給後に、相馬市犯罪被害者等支援要綱（以下「要綱」という。）第23条第1項（助成金の取消し）の規定に該当することが判明した場合、要綱第24条の規定に基づき、支給を受けた転居費用助成金を速やかに返還します。
- (2) 犯罪被害者又は遺族は、相馬市暴力団排除条例（平成24年相馬市条例第32号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

10 同意事項

上記申請内容に間違いありません。また、申請内容及び私が提供する個人情報、転居費用助成金支給の審査に必要な範囲内で相馬市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者）氏名 \_\_\_\_\_ (署名)

11 代理申請者

※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合のみ記載してください。

住 所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ
氏 名	(署名)
生年月日	年 月 日
電 話	
申請者（支給対象者）との関係	

《添付書類》

1 犯罪により死亡した者の遺族が助成金の支給を申請する場合

<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の消除された住民票の写し
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）
<input type="checkbox"/>	申請者が、当該死亡の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等、要綱第16条第2項に規定する支給対象者にあつては、本市に居住していたことが客観的に確認できる書類）
<input type="checkbox"/>	転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書等
<input type="checkbox"/>	※必要に応じて添付：申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるとき その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）

2 犯罪により重傷病の被害を負った者が助成金の支給を申請する場合

<input type="checkbox"/>	申請者が、当該重傷病の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等、要綱第16条第2項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類）
<input type="checkbox"/>	重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書 ※犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数、病名を明記したものとする。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものとする。
<input type="checkbox"/>	転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書等

注1 のある欄は、該当する項目にレ印を付してください、

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。